

## 特定遊興飲食店営業許可申請必要書類等（個人用）

必 要 書 類	必要数等	備 考
○ 許可申請書（2枚組）	1	別記様式第40号
○ 営業の方法を記載した書類	1	別記様式第41号
○ 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類	1	別紙参照
○ 営業所の周囲の略図	1	周囲20m程度が明らかになるもの
○ 営業所の平面図	1	記載例参照
※ 飲食店営業の許可証（コピー）	1	名義・有効期間等要確認
○ 誓約書（個人用）（申請者のもの）	1	
○ 住民票の写し（申請者のもの）	1	本籍（国籍）記載のもの
○ 身分証明書（申請者のもの）	1	本籍地の役場発行 外国人の場合不要。
○ 誓約書（管理者用）	1	
○ 住民票の写し（管理者のもの）	1（※1）	本籍（国籍）記載のもの
○ 身分証明書（管理者のもの）	1（※1）	本籍地の役場発行 外国人の場合不要。
○ 写真（管理者のもの）	2	※5
○ 申請手数料	24,000円	納入方法は申請時に確認してください。

※1 申請者と管理者が同じ場合、住民票の写し・身分証明書は、それぞれ1通で構いません。

※2 公的機関の証明書等は、**3月以内**に発行を受けたものを提出してください。

※3 通常、許可（不許可）の決定までは**55日前後**の期間を要します。

※4 病院、児童福祉施設の周囲など、条例で定める**保全対象施設周辺の場合は、不許可**になりますので、充分確認をしてください。

※5 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その背面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

別紙

○ 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類

① 申請者に営業所の所有権がある場合

登記簿謄本  
又は  
登記事項証明書等

② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本  
又は  
登記事項証明書等

+

賃貸契約書の写し  
又は  
使用承諾書

③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本  
又は  
登記事項証明書等

+

所有者から賃貸人への  
賃貸契約書の写し  
又は  
使用承諾書

+

賃貸人から申請者への  
賃貸契約書の写し  
又は  
使用承諾書

○ 雑居ビル火災等の防止の観点から一定の場合は、消防・建築行政機関に特定遊興飲食店営業の許可申請がされたことを通知しております。

別記様式第40号 (第77条関係)

その1	※受理 年月日		※許可 年月日	
	※受理 番号		※許可 番号	
<p>許 可 申 請 書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p>				
氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>	-----			
住所	〒 ( ) ( ) 局 番			
営業所の名称 <small>(ふりがな)</small>	-----			
営業所の所在地	〒 ( ) ( ) 局 番			
管理者の氏名 <small>(ふりがな)</small>	-----			
管理者の住所	〒 ( ) ( ) 局 番			
法人にあつては、その役員の氏名 <small>(ふりがな)</small>	法人にあつては、その役員の住所			
代表者	-----			
-----	-----			
-----	-----			
滅失により廃止した 特定遊興飲食店営業	廃止の事由		廃止年月日	許可番号
			年 月 日	
現に特定遊興飲食店営業 許可等を受けて営む 特定遊興飲食店営業	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	営業所の名称及び所在地			

手数料名 特定遊興飲食店営業許可申請(通常期間)			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額
50200	700	6481	24,000 円
			申請書 提出先 申請窓口 へ提出

その2					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積	m <sup>2</sup>	
	客室の総床面積	m <sup>2</sup>	各客室の床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
その他					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「滅失により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
- 3 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 4 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は2階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 5 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 6 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 7 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 8 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 9 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 10 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第41号（第77条関係）

営 業 の 方 法	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分 から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲 食 物 の 提 供	提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法
	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
遊 興 の 内 容	
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

(特定遊興個人用)

## 誓 約 書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第4条第1項第1号から第10号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

広島県公安委員会 殿

氏名

(特定遊興管理者用)

## 誓 約 書

- 1 私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 私は、特定遊興飲食店営業の営業所の管理者として、その業務を誠実にを行うことを誓約します。

令和 年 月 日

広島県公安委員会 殿

店名

氏名